

防府市緊急発掘調査受託事業実施要綱

平成28年8月29日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める埋蔵文化財の発掘調査に関し、防府市が当該土地の所有者及び占有者、保持者又は事業主（以下「所有者等」という。）の求めに応じて、発掘調査及び出土遺物の整理並びに報告書刊行に至る事務の全部又は一部（以下「発掘調査」という。）を受託する場合における必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 所有者等は、発掘調査を委託しようとするときは、あらかじめ事前協議申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事前協議申請書を受理したときは、発掘調査の具体的な実施方法について、所有者等と速やかに協議を開始するものとする。

(契約の締結)

第3条 所有者等と市長は、前条の協議が合意に達した場合には、発掘調査委託契約書（第2号様式）による契約を締結しなければならない。

(費用負担)

第4条 発掘調査にかかる費用は、その全額を委託料として所有者等の負担とする。

(委託料の支払い方法)

第5条 発掘調査に係る委託料は、各年度ごとに年間委託契約を締結し、各会計年度ごとに精算を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先）防府市長

（申請者）住 所
氏 名

㊟

事前協議申請書

防府市緊急発掘調査受託事業実施要綱第 2 条の規定に基づき、下記により埋蔵文化財の発掘調査を委託したいので、事前協議を申し込みます。

記

1 届出地 防府市

2 遺跡名

3 工事の目的

4 土地の面積

5 連絡先

第 2 号様式（第 3 条関係）

発 掘 調 査 委 託 契 約 書

業務の委託について、委託者（以下「甲」という。）と、受託者防府市（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第 1 条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務の名称 に伴う 遺跡発掘調査
- (2) 業務の内容 発掘調査及び出土品の整理、調査報告書の作成
- (3) 実施の場所 防府市
- (4) 実施方法 業務は乙が提出する「発掘調査計画書」により実施する。

（委託期間）

第 2 条 業務の委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（委託料）

第 3 条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（消費税相当額を含む。）とする。

（委託料の支払）

第 4 条 乙は、当該委託期間の業務が完了したときは、委託料支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な委託料支払請求書を受理したときは、当該委託料支払請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

（権利の譲渡等の制限）

第 5 条 乙は、この契約にかかる権利または義務を第三者に譲渡し、

または引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第 6 条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(実地調査等)

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、または乙に対して所要の報告もしくは資料の提出を求め、もしくは必要な指示をすることができる。

(手続き及び出土品の扱い)

第 8 条 業務に関する文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）等に関する諸手続きについては、乙が代行するものとする。

2 甲は、業務により発見された埋蔵文化財については、文化財保護法の趣旨にかんがみ、一切の権利を放棄するものとする。

(業務内容等の変更)

第 9 条 乙は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、委託料の額または第 2 条に定める業務の完成の期日（以下「履行期限という。」）を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえこれを定める。

(履行期限の延長)

第 10 条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰することができない理由により、履行期限内に業務を完了することができないときは、甲に対してその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合において延長の期間は、甲乙協議のうえ定める。

(損害の負担等)

第 11 条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その災害の発生が甲の責めに記すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(物品の帰属)

第 12 条 調査に必要な経費のうちから取得した物品等の帰属は、乙に委ねるものとする。

(業務完了報告書)

第 13 条 乙は、業務の実施を完了したときには、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出するものとする。

(会計規則)

第 14 条 この契約に係る会計法令上の処理については、防府市財務規則(平成 8 年 3 月 19 日規則第 6 号)に定めるところにより行うものとする。

(疑義の解決)

第 15 条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(履行の決定)

第 16 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 委託者 住 所
氏 名

乙 受託者 防 府 市
防府市長 氏 名